答申番号:令和2年答申第8号

答申日:令和3年2月4日

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張及び審査庁の考え方

1 審査請求人の主張

岐阜市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対し行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第78条第1項の規定に基づく費用の徴収の決定処分(以下「本件処分」という。)について、次の理由から「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

(1) ○からの入金は、一時的な借入金である。

借りた理由は、〇〇〇〇〇〇入居時の電気料金(本人負担)が月額1万円程度と高額であり、支払うことができず、岐阜市に相談するも対処してもらえなかったためである。 審査請求人は、担当ケースワーカーの〇〇宛てに、市(生活保護)から支払ってもらえないかと〇〇電力の請求書を二通送ったが、いずれも「支払えない」として返送された。

この借入金については、未申告ではなく、当時の担当者である○○氏に伝えている。 (なお、一方で審査請求人は反論書において、「ケースワーカーにこのことを伝えなかったのは、一方的な援助ではなく、あくまでお金を借りていたからである。」とも主張している。)

また、○○病院の個室部屋代の支払いのために借りたこともある。

(2) いずれの借入金についても、全額返済している。

返済は、6月と12月に支払われる企業年金から捻出したり、毎月節約して少しずつ支払ったりしていた。

なお支払い方法は、現金書留で郵送するなど、現金によるものであった。 借入金を返済しているのであるから、保護費の返還を求められるのは心外である。

- (3) よって、本件処分は違法又は不当であるから、取消しを求める。
- 2 審査庁の考え方

審理員意見書のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がない。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 判断の理由

(1) 法第78条第1項の規定による「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることだけでなく、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれ、また、刑法(明治40年法律第45号)第246条の詐欺の罪の構成要件である人を欺罔することよりも広い意味であると解されている(生活保護行政を適正に運営するための手引について(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「通知」という。)IVの4(1))。すなわち、①法第61条の規定による収入の申告の義務に違反し、②それに故意(不正受給の意図)が認められる場合には、「不実の申請その他不正な手段」に該当する。

(2) 法第61条の規定による収入の申告義務違反の有無

ア 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆる ものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭 又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最 低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでな ければならない(法第4条第1項、法第8条)。

そして、法は、被保護者に対し、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出ることを義務付ける(法第61条)等して、保護の制度の前提が守られるようにしている。つまり、法第61条で義務付けられる収入の申告は、実施機関又は福祉事務所長が被保護者の収入をありのまま把握できる内容であることが必要である。

よって、法第61条で申告が義務付けられる「収入」は、現実に増加している金銭等があれば、その種類や原因のいかんを問わずこれに当たる(ただし、保護費は除く。)。

イ 本件について

(ア) ○から送金された金員は申告すべき「収入」に当たるか

○から送金された金員について、審査請求人は返済を前提とした借入金であると 主張しているが、返還約束の有無を示す証拠は提出されておらず、返済の有無につ いても確認することができない。

よって、かかる金員については、返還約束があったものと認めることは困難であ り、返済を前提としない援助金であると認定せざるを得ず、「収入」に当たる。 なお、仮に借入金であったとしても、当該借入金によって被保護者の最低限度の 生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであって、現実に金銭の増加が あるといえるから、いずれにしても申告が義務付けられる「収入」に当たる。(と ころで、〇は絶対的扶養義務者であるから(民法(明治29年法律第89号)第877条 第1項)、最低生活費に含まれる電気代のための費用については、本来は貸付では なく援助すべきものである。)

(イ) 未申告といえるか

審査請求人が平成28年から令和元年の間に提出した収入申告書には、年金収入の記載があるのみであり、〇からの援助金の記載はない(乙第7~10号証)。

また、同じく審査請求人が平成28年から令和元年の間に提出した資産申告書の「4 負債(借金)」の欄にも、借入金の記載はない(乙第11~14号証)。

よって、審査請求人は〇からの援助金について申告しておらず、仮にその性質が 借入金であったとしてもこれを申告していないから、不申告であるといえる。

なお、審査請求人は、審査請求書において「未申告ではなく、○○氏(当時担当 者相談済み)に伝えている。」と主張する。

しかしながら、審査請求人が、電気代が高くなったと主張する〇〇〇〇〇〇〇〇〇八天居したのは平成30年4月末であるところ(乙第24号証)、その頃のケース記録には電気代の支払いのために〇から借り入れをしているという連絡があったことの記載はないし(乙第25号証)、令和2年6月9日付けの審査請求人の反論書では、審査請求人は「やむを得ず〇(〇〇〇〇)からお金を借りた。ケースワーカーにこのことを伝えなかったのは、一方的な援助ではなく、あくまでお金を借りていたからである。」と、当初とは矛盾する主張をしていることからしても、審査請求人が担当ケースワーカーに対して、〇から送金を受けていることを伝えたという事実があったとは認められない。

(ウ) 小括

よって、法第61条の規定による収入の申告義務違反があったと言える。

(3) 故意(不正受給の意図)の有無

ア 通知IVの4「(2) 法第78条の適用」のウは、法第78条によることが妥当であると考えられるものとして、具体的に以下の状況が認められる場合を挙げている。

- (イ) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- (エ) 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき
- イ 上記(イ)(エ)の状況が認められる場合には、通常、故意(不正受給の意図)が強く推認 されるものと考えられることから、本件においてこのような状況が認められるか検討

する。

本件において審査請求人は、○からの入金について、預金通帳の該当部分を全て黒塗りにしたうえでこれを提出しているところ、これは「申告に当たり明らかに作為を加えた」ものと言える(上記(イ))。

そして、黒塗り部分に○からの入金が含まれていることに気付いた処分庁が法第29 条第1項に基づく調査を行った結果、年金以外に収入がないという審査請求人の収入 申告書の内容が虚偽であることが判明した(上記(エ))。

よって、不正受給の意図が強く推認される。

ウ その他故意を推認させる事由

(ア) 審査請求人は、平成28年度~令和元年度において、処分庁から毎年度「生活保護のしおり」を受け取っている(乙第1~4号証)。

上記生活保護のしおりには、届出をすべき収入について「あらゆる収入」が含まれる旨記載されているうえ、正しい収入額を届け出ないときには指導や指示をすることがあることや、収入があるのに申告をしなかったり、うその申告をしたときや不正な手段を用いて保護を受けたときには、保護費の返還をすべきことも記載されている。

さらに、収入申告書(乙第7~10号証)にも、注意事項として、不実の申告により不正に生活保護を受給した場合には不正受給した金額の返還を求めることがある旨印字されていた。

審査請求人は、これらの記載があるしおりや収入申告書を毎年目にしていたのであるから、○からの援助を受けた場合にはこれを申告しなければならないことを認識していたといえる。

(4) なお、審査請求人は○からの入金は借入金であった旨主張するが、毎年提出すべき資産申告書(乙第11~14号証)には負債(借金)の記入欄があることから、仮に○からの入金が借入金であったとしても、審査請求人はこれを申告しなければならないことを認識していたといえる。

エ 小括

以上のとおり、審査請求人は収入申告書に添付した預金通帳の写しのうち、〇からの入金に関する部分を黒塗りにして提出しており、当該収入を隠す意図で、明らかに作為を加えたものと認められ、さらに、生活保護のしおりや収入申告書、資産申告書などの毎年受け取る書類の記載から、親族からの援助があった場合にはこれを申告すべき義務があることを認識していたものと認めるのが相当であるから、故意(不正受給の意図)が認められる。

なお、審査請求人は審理員補助職員に対し、以前のケースワーカーは通帳が黒塗り

になっていることについて何も言わなかった等と述べている。

確かに、通帳の写しが黒塗りされた状態で提出されたならば、実施機関の職員は黒塗り部分について疑問を持つべきであるし、社会通念上妥当な注意を払えば、〇からの入金について容易に発見できたものとも考えられるが、通知IVの4(2)ウでは、「例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきである」とあることから、かかる実施機関側の事情は結論を左右するものではない。

(4) 小括

よって、平成28年2月18日から令和元年8月22日までの間に審査請求人の○から審査請求人に対して送金された合計○○○円分について、審査請求人が収入申告書にこれを記載せず、収入申告書に添付した預金通帳の写しのうち○からの送金部分を黒塗りしたうえでこれを提出したことについては、①法第61条の規定による収入の申告の義務に違反し、②それに故意(不正受給の意図)が認められるから、「不実の申請その他不正な手段」に該当する。

(5) 結論

よって、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないことから、 棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 令和 2年 8月 4日 諮問
- 2 令和 2年11月16日 審議
- 3 令和 2年12月14日 審議
- 4 令和 3年 1月18日 審議
- 5 令和 3年 2月 4日 答申

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件審査請求において、〇からの入金を一時的な借入金であるとし、すで にその返済は完了していることから、収入には当たらない旨主張しているものと思料する。

確かに、審査請求人から本審査会に提出された書留・特定記録郵便物等受領証(令和元年 12月2日付け。甲第1号証)によれば、審査請求人が〇に対し現金を送付した事実が認められ、本件処分をした日(令和元年12月6日)より前に、〇からの入金について、少なくともその一部について返済がされたものと認められる余地があり、そうすると、〇からの入金は、審理員が認定する援助金ではなく、借入金であると評価できる可能性はある。

しかしながら、〇からの送金が借入金であり、返済が予定されていたとしても、当該借入れによって被保護者である審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加することは明らかであるから、保護の補足性(法第4条第1項)の観点から、これを原則として収入認定の対象とすることが相当であり、当該借入金を収入として認定することは違法又は不当であるとは言えない(札幌地方裁判所平成20年2月4日判決参照)。

もっとも、法の目的である自立助長の観点から、補足性の原則について一定の例外が考えられるところであり、実際、「生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)」第8の3(3)かにより、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」は収入認定の例外とされ、これを受けた「生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)」第8の2(3)において、貸付けを受けるに当たっては、保護の実施機関の事前の承認があること等を要件として収入認定をしない貸付金として、事業の開始又は継続、就労及び技能習得のための貸付資金等が掲げられている。これらの行政上の基準は、法の趣旨からすれば相応の合理性が認められる。

これを本件について見ると、本件の借入金は親族からの借入金であり、その用途は入居していた施設の電気料金の負担や病院の個室代など、生活費を補充するものと認められることから、収入認定から除外される借入金に当たらないことは明らかである。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

その余については、おおむね審理員意見書の判断の理由に説示されたとおりであり、本審 査会においても、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求に は理由がなく、棄却されるべきであると判断する。

岐阜市行政不服審查会

 会長
 幅
 隆
 彦

 委員
 土
 田
 伸
 也

 寺
 本
 和佳子

 三
 谷
 晋

 南
 圭
 一